

# 令和7年度 第21回 管工事技術研修会

## 総合評価方式・工事成績について



- 1 総合評価方式の注意点
- 2 工事成績向上のために

令和7年10月2日  
YMfg維新セミナーパーク  
山口県土木建築部建築指導課

# 総合評価方式の注意点

# 山口県土木建築部の入札制度

入札制度	予定価格・工事難易度
指名競争入札	低・易
一般競争入札 ( <u>総合評価方式</u> )	特別簡易型 (自己採点方式)
	簡易型 (自己採点方式(試行))
	標準型

※総合評価方式の型式(特別簡易・簡易・標準)の区別は入札公告(4入札の方  
法)に記載されています。

※入札制度について最新の情報は、技術管理課のHPを確認してください。

- ・入札・契約に係る要綱等

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>

- ・総合評価方式による競争入札

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23448.html#4>

# 一般競争入札(総合評価方式)

## 総合評価方式とは ※技術管理課HP情報の要約

- 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(H17.4施行)の趣旨に基づき、より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために導入された。
- 従来の「価格競争」から、「価格と品質で総合的に優れた調達」を目的とする。
- 工事の技術的難易度などにより [特別簡易型]、[簡易型]、[標準型]に分けられる。
- 技術的評価点と入札価格により、評価値を算定し、評価値の最も高い者を落札者とする。(評価値 = 技術評価点 / 入札価格※)

※調査基準価格未満の場合は調査基準価格

- 技術評価点 = 標準点(100点) + 加算点 + 履行確実点
- 加算点は、技術提案資料により評価される。  
(特別簡易型: 0点～10点、簡易型: 0点～20点、標準型: 0点～30点)
- 履行確実点は、入札価格が調査基準価格以上の場合に5点、調査基準価格未満の場合は0点となる。

# 一般競争入札(総合評価方式)

(参考) 調査基準価格未満での応札は不利…

## 特別簡易型総合評価方式一般競争入札の例

■予定価格(税抜) : 50,000,000

■調査基準価格(税抜) : 47,000,000

■入札価格(税抜)

A社 48,000,000

B社 45,000,000 (→調査基準価格未満→履行確実点0点)

■技術評価点

A社 100+10(加算点(満点))+5(履行確実点)=115点

B社 100+10(加算点(満点))+0(履行確実点)=110点

■評価値

A社  $115/48,000,000 = 2.39 \times 10^{-6}$  (落札)

B社  $110/47,000,000 = 2.34 \times 10^{-6}$

# 一般競争入札(総合評価方式)

## 自己採点方式とは

- 入札参加者が自己採点を記載したうえで技術評価資料を提出するもの。(簡易型の「簡易な施工計画」は自己採点の対象外)
- 県は評価値の最も高い入札者の提出した技術提案資料を審査する。
- 自己採点の得点に誤りがあった場合、審査後の点で評価値を算定する。(過大評価の場合のみ修正(減点)、過小評価は修正しない)

## [特別簡易型]と[簡易型]の技術評価項目

### 特別簡易型

- 「企業の技術的能力」、「配置技術者の技術的能力」、「企業の地域精通度・地域貢献度」を評価する。

### 簡易型

- [特別簡易型]の評価項目に加えて、「簡易な施工計画」を評価する。
- 「企業の技術的能力」に「優良建設工事表彰」、「ISO認証等の取得状況」を評価に加える。

# 一般競争入札(総合評価方式)

## 簡易型総合評価方式一般競争入札の評価値の公表例

### 総合評価入札方式に関する評価調書

発注機関名	工事名										工事箇所						予定価格(税抜き・円)	調査基準価格(円)	入札方式	総合評価型式	開札日													
建築指導課	[REDACTED]										[REDACTED]						[REDACTED]	[REDACTED]	条件付一般競争入札	簡易型	[REDACTED]													
企業名	項目等	(1) 企業の技術力												(2) 企業の地域賛同度・地域貢献度						標準点	標準点+加算点	履行確実点	技術評価点	入札書記載価格	評価値	評価値順位	落札者	備考						
		①簡単な施工計画	②企業の技術的能力										③配置技術者の技術的能力	①地域精度度	②地域貢献度	③	項目計	地理的条件	地域活動	県内実績	用県内企業下請活用	項目計												
	品質管理する受注事業者が提案する事実表記	項目計	施工実績	工事成績	優良率	I-S	I-S	I-S	労働安全衛生	標準見積書活用	項目計	保有資格	施工経験	継続学習	技能士等	項目計	地理的条件	地域活動	県内実績	用県内企業下請活用	項目計	A	B	C	D	C+D	E	(C+D)/E×1百万又は(C+D)/F×1百万						
	基準配点	2	2	4	2	4	1	1	1	1	1	11	1	2	1	1	5	1	1	2	2	6	6	100	106	5	111.000							
	項目換算点	10					0	0	0	0	1	7		4			4		2															
A社	項目毎得点	2	2	4	2	4	0	0	0	0	1	7	1	2	0	0	3	1	1	2	2	6	16.945	100	116.945	5	121.945	[REDACTED]	1.311	1	○			
	項目換算点	10					0	0	0	0	1	7		2.545			2.400		2.000															
B社	項目毎得点	2	2	4	2	3	0	1	1	1	1	9	1	2	0	1	4	1	1	2	2	6	18.473	★	100	118.473	★	5	123.473	★	[REDACTED]	1.285	★	2
	項目換算点	10					0	0	0	0	1	9		3.273			3.200		2.000															
C社	項目毎得点	2	2	4	2	3	0	0	0	0	0	6	1	2	1	1	5	1	0	2	2	5	17.948	★										
	項目換算点	10					0	0	0	0	0	6		2.182			2.182		4.000															
D社	項目毎得点	2	2	4	2	4	0	0	0	0	0	6	1	2	0	0	3	1	1	2	0	4	15.915	★	100	115.915	★	-	★	[REDACTED]	★			
	項目換算点	10					0	0	0	0	0	6		2.182			2.182		2.400															

注1) この表中の「項目毎の換算点」・「加算点」・「技術評価点」・「評価値」については、計算上は四捨五入を行っていないが、表示上は表示桁の一桁下で四捨五入を行った表記となっている。

また、★印が表記されたものは、自己採点による(発注者の評価結果ではない)数値である。

注2) 評価値=技術評価点×1,000,000

注3) 入札参加者の評価値の算定において、入札書記載価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格を用いて評価値を算定する。

評価していない主な理由

※1 評価対象とする優良工事表記が確認できないため

- 評価値の最も高いA社の技術提案資料のみを審査
- 審査結果により評価値が逆転した場合は、次点のB社を審査(以下繰り返し…)
- 「★」の付いている項目は、自己採点のままの意味(県では確認していない)

# 一般競争入札(総合評価方式)

## 簡易型総合評価方式一般競争入札の評価値の公表例

企 業 名	項目等	(1) 企 業 の 技 術 力													(2) 企 業 の 地 域 精 通 度 ・ 地 域 貢 献 度					加 算 点 (換 算 点 計)		
		品質管理	す受ける注事者 項が提案	項目計	施工実績	工事成績	優良工事表彰	I S 0 9 0 0 0 1	I I ュ S 0 1 4 0 0 1	労働安全衛生	標準見積書活用	項目計	保有資格	施工経験	継続学習	技能士等	項目計	地理的条件	地域活動	県内資材活用	用県内企業下請活	
		①簡易な施工計画			②企業の技術的能力							②配置技術者の技術的能力							①地域精通度	②地域貢献度		
		県で審査			自己採点、最も高い評価値の技術提案のみ県で審査																	
	基準配点	2	2	4	2	4	1	1	1	1	1	11	1	2	1	1	5	1	1	2	2	6
	項目換算点	10			4								4							2		6
A社	項目毎得点	2	2	4	2	4	0	0	0	0	1	7	1	2	0	0	3	1	1	2	2	6
A社	項目換算点	10			2.545								2.400							2.000		
B社	項目毎得点	2	2	4	2	3	0	1	1	1	1	9	1	2	0	1	4	1	1	2	2	6
B社	項目換算点	10			3.273								3.200							2.000		18.473 ★
C社	項目毎得点	2	2	4	2	3	0	0	0	0	1	6	1	2	1	1	5	1	0	2	2	5
C社	項目換算点	10			2.182								4.000							1.667		17.848 ★
D社	項目毎得点	2	2	4	2	4	0	0	0	0	0	6	1	2	0	0	3	1	1	2	0	4
D社	項目換算点	10			2.182								2.400							1.333		15.915 ★

注 1) この表中の「項目毎の換算点」・「加算点」・「技術評価点」・「評価値」については、計算上は四捨五入を行っていないが、表示上は表示桁の一桁下で四捨五入を行った表記となっている。  
また、★印が表記されたものは、自己採点による（発注者の評価結果ではない）数値である。

注 2) 評価値=技術評価点÷入札書記載価格×1,000,000

注 3) 入札参加者の評価値の算定において、入札書記載価格が調査基準価格を下回る場合は、調査基準価格を用いて評価値を算定する。

評価していない主な理由

※1 評価対象とする優良工事表彰が確認できないため

- ・過大評価の場合のみ修正（減点）、過小評価は修正しない
- ・過大評価を修正（減点）する場合は、理由を「※」で記載する

※ R7年4月現在の制度（最新の情報は県HPの確認を）

# 技術提案資料(特別簡易型)作成の注意事項

第2-1号様式

プルダウンから選択

技術提案資料提出一覧表(特別簡易型)

資料枚数を記載

商号又は名称: ○○○○(株)

評価項目		区分				【入札参加者】自己採点 評価選択(プルダウン選択)	【発注者】評価結果	提出書類	枚数		
(1)企業の技術的能力	同種工事の施工実績	実績有り		配点 2	実績無し	配点 0					
	工事成績評定点 【標準:造園工事・解体工事以外】	80点以上	77点以上80点未満	配点 2	74点以上77点未満 65点以上74点未満 、又は実績なし	配点 1 配点 0.5	80点以上	2	注1、注2 (提出不要)		
	労働安全衛生マネジメント等の取得	取得有り		配点 1	取得無し	配点 0	取得有り	1	認証取得を示す登録証の写しを添付		
	標準見積書の活用	全て活用する		配点 1	活用しない	配点 0	全て活用する	1	注3(提出不要)		
	作業船の保有状況	自社保有	共同保有	配点 1	保有無し	配点 0	【対象外】	対象外	(第7号様式)海上工事のみ適用		
	主任(監理)技術者の保有する資格 (若手技術者)	資格有り		配点 1	資格無し	配点 0	資格有り	1	(第8-1号様式、第8-2号様式)注4、注5		
	配置技術者の施工経験	経験有り		配点 2	経験無し	配点 0	経験有り	2			
(2)企業の地域精通度・地域貢献度	継続学習(CPD)制度の取組状況	取組有り		配点 1	取組無し	配点 0	取組有り	1	(第9号様式)注5		
	技能士等の活用	指定無し		配点 1	活用無し	配点 0	活用有り	1	注6(提出不要)		
	舗装施工管理技術者又はポンプ施設管理技術者を指定した場合	1級	2級	配点 1							
	地域精通度(本店等の有無)	本店等有り		配点 1	本店等無し	配点 0	本店等有り	1	注7		
	地域貢献度(応急対策活動実績)	実績有り		配点 1	実績無し	配点 0	【対象外】	公告になければ対象外			
	地域貢献度(地域活動実績)	実績有り		配点 1	実績無し	配点 0	実績有り	1	(第12号様式)活動実績を証明するもの		
	地域貢献度(県内資材の活用)	指定資材無し		配点 2	左記以外 (活用しない)	配点 0	指定資材無し	2	注6(提出不要)		
	地域貢献度(県内企業の下請活用)	全て活用 (対象外工種を除く)		配点 2	左記以外 (活用しない)	配点 0	全て活用	2	注8(提出不要)		
自己採点合計								17.0			
【参考】自己採点による加算点(換算点計)								10.000			

※別紙の注1~注9を参照の上、作成すること。

※ R7年4月現在の制度(最新の情報は県HPの確認を)

# 技術提案資料(特別簡易型・簡易型)作成の注意事項

## ■工事成績評定点

工事成績評定点 【標準：造園工事・解体工事以外】	80点以上 配点 2	77点以上80点未満 配点 1.5	74点以上77点未満 配点 1	65点以上74点未満 、又は実績なし 配点 0.5	80点以上
-----------------------------	---------------	----------------------	--------------------	---------------------------------	-------

- ・技術管理課から通知された自社の発注業種(管工事業)の工事成績評定点の区分を選択する。
- ・「実績なし」でも0.5点入るが、「未選択」だと0点となるので注意。

## ■継続学習(CPD)制度の取組状況

継続学習(CPD)制度の取組状況	取組有り 配点 1	取組無し 配点 0	取組有り 配点 0
------------------	--------------	--------------	--------------

- ・配置技術者が、(公社)日本建築士会連合会(1年間に12単位以上)又は(一財)建設業振興基金(1年間に12単位以上)のCPDを取得している証明書がある場合に評価される。

## ■技能士の活用

技能士等の活用 舗装施工管理技術者又はポンプ施設管理技術者を指定した場合	指定無し 活用有り 1級 配点 1	2級 配点 0.5	活用無し 配点 0	活用有り 配点 0
---	----------------------------	--------------	--------------	--------------

- ・通常、設計図書で指定しており、公告では指定していないので「指定なし」(1点)を選択する。
- ・公告で指定してある場合、「活用有り」(1点又は0.5点)を選択する。
- ・公告で指定していないのに「活用無し」を選択すると0点になるので注意。

※ 自己採点が「過小評価」の場合、県は修正しない、「過大評価」の場合は、修正(減点)する

※ R7年4月現在の制度(最新の情報は県HPの確認を)

# 技術提案資料(特別簡易型・簡易型)作成の注意事項

## ■地域活動実績

地域貢献度（地域活動実績）	実績有り	配点 1	実績無し	配点 0	実績有り
---------------	------	------	------	------	------

- ・山口県内の公共施設での、企業としてのボランティア活動・清掃・植栽等の活動内容が、主催者等からの証明書・感謝状で確認できる場合、評価される。
- ・公共施設の維持管理や美化を想定しているので、公共施設での講演・講習等は評価対象とならない。

## ■県内資材の活用

地域貢献度（県内資材の活用）	指定資材無し 全量活用	配点 2	左記以外 (活用しない)	配点 0	指定資材無し
----------------	----------------	------	-----------------	------	--------

- ・通常、公告で「水槽類」、「ポンプ類」、「空調機器類」等が指定されるので、「全量活用」(2点)を選択する。
- ・公告で指定していない場合、「指定資材無し」(2点)を選択する。
- ・公告で指定してあるのに「指定資材無し」(2点)を選択した場合、2点と表示されるが、県の審査では0点となるので注意。
- ・「活用しない」を選択した場合も0点。

※ 自己採点が「過小評価」の場合、県は修正しない、「過大評価」の場合は、修正(減点)する

※ R7年4月現在の制度(最新の情報は県HPの確認を)

# 技術提案資料(簡易型)作成の注意事項

第2-2号様式

プルダウンから選択

技術提案資料提出一覧表(簡易型)

資料枚数を記載

特別簡易型との違い

評価項目	区分				【入札参加者】自己評価 評価選択(プルダウン選択)	【発注者】評価結果 得点結果	【発注者】評価結果 提出書類	枚数
	※手書き記入の場合は、該当部分をダウントラックで囲み、「得点結果」に選択部分の配点を記入							
①簡易な施工計画	工程管理				発注者評価	(第3号様式)	(第4-2号様式)	枚
	品質管理							
	その他配慮すべき事項							
	受注者が提案する事項							
(1)企業の技術的能	同種工事の施工実績	実績有り	配点 2	実績無し	配点 0	実績有り	2	(第6号様式)実績が無い場合は添付不要
	工事成績評定点	80点以上	77点以上80点未満	74点以上77点未満	65点以上74点未満、又は実績なし	80点以上	4	注1、注2(提出不要)
	【標準:造園工事・解体工事以外】	配点 4	配点 3	配点 2	配点 1	表彰有り	1	注3
	山口県優良建設工事表彰	表彰有り	配点 1	表彰無し	配点 0	取得有り	1	注4
	ISO9001の取得状況	取得有り	配点 1	取得無し	配点 0	ISO14001取得有り	1	注4
	ISO14001又はエコアクション21の取得状況	ISO14001 1 取得有り	エコアクション21 配点 1	取得有り	配点 0	取得有り	1	注4
	労働安全衛生マネジメント等の取得	取得有り	配点 1	取得無し	配点 0	全て活用する	1	注5(提出不要)
	標準見積書の活用	全て活用する	配点 1	活用しない	配点 0	【対象外】	対象外	
	作業船の保有状況	自社保有	配点 1	共同保有	配点 0.5	資格有り	1	(第7号様式)海上工事のみ適用
	主任(監理)技術者の保有する資格	資格有り	配点 1	資格無し	配点 0	経験有り	2	(第8-1号様式、第8-2号様式)注5、注6
③配置技術者	配置技術者の施工経験	経験有り	配点 2	経験無し	配点 0	取組有り	1	(第9号様式)注5、注6
	継続学習(CPD)制度の取組状況	取組有り	配点 1	取組無し	配点 0	活用有り	1	注7(提出不要)
	技能士等の活用	指定無し 活用有り	配点 1	活用無し	配点 0	本店等有り	1	注8
	舗装施工管理技術者又はポンプ施設管理技術者を指定した場合	1級 配点 1	2級 配点 0.5			【対象外】	公告になければ対象外	
	地域精通度(本店等の有無)	本店等有り	配点 1	本店等無し	配点 0	実績有り	1	(第1-2号様式)活動実績を証明するもの
(2)企業の地域精通度・地域貢献度	地域貢献度(応急対策活動実績)	実績有り	配点 1	実績無し	配点 0	指定資材無し	2	注7(提出不要)
	地域貢献度(地域活動実績)	実績有り	配点 1	実績無し	配点 0	全て活用	2	注9(提出不要)
	地域貢献度(県内資材の活用)	指定資材無し 全量活用	配点 2	左記以外 (活用しない)	配点 0			
	地域貢献度(県内企業の下請活用)	全て活用 (対象外工種を除く)	配点 2	左記以外 (活用しない)	配点 0			
				自己採点合計	22.0			
【参考】自己採点による加算点(換算点計)							10.000	

※ 別紙の注1～注10を参照の上、作成すること。

※ R7年4月現在の制度(最新の情報は県HPの確認を)

# 技術提案資料(簡易型)作成の注意事項

## 簡易な施工計画作成のポイント

### 発注者が求める事項(品質管理)

- 公告において、当該工事の施工に関し重要な項目(配管の施工など)を2項目程度指定される。
- 簡易型で求めているのは、簡易な施工計画であるので、発注者が求める事項に関する基本的な事項(標準仕様書の記載内容等)を満足していれば評価する。
- 法令違反となる記載、発注者が求める事項を全く記載しない、県の仕様より低い(甘い)仕様を記載した場合、欠格となるので注意。
- 「必要に応じて…」「状況に応じ…」などの曖昧な表現の記載は評価されない。

# 技術提案資料(簡易型)作成の注意事項

## 簡易な施工計画作成のポイント

### 受注者が提案する事項

- 公告において、当該工事の安全対策、環境対策等について、最大2提案の具体的な記載を求めている。
- 提案する事項について、具体的な実施状況を、写真や記録で確認できるものを評価する。
- 法令違反となる記載、県の仕様より低い(甘い)仕様を記載した場合、欠格となるので注意。
- 法令遵守事項や指示事項で指定されている事項を記載しても評価されない。
- 「必要に応じて…」「状況に応じ…」などの曖昧な表現の記載は評価されない。

# 技術提案資料(簡易型)作成の注意事項

## ■山口県優良建設工事表彰

山口県優良建設工事表彰	表彰有り	配点 1	表彰無し	配点 0	表彰有り
-------------	------	------	------	------	------

- ・公告で指定された年に表彰されていた場合、評価される(1点)。

## ■ISO、労働安全衛生マネジメントの認証

ISO9001の取得状況	取得有り	配点 1	取得無し	配点 0	取得有り
ISO14001又はエコアクション21の取得状況	ISO14001 1 取得有り	エコアクション21 取得有り	配点 0	取得無し 配点 0	ISO14001取得有り
労働安全衛生マネジメント等の取得	取得有り	配点 1	取得無し	配点 0	取得有り

- ・技術提案資料提出日時点で認証が有効である場合、評価される(0.5、1点)。
- (工事期間中に、認証の有効期限が切れる場合は、更新後の認証状況が確認できる資料を監督職員に提出が必要。(確認できない場合は、完成時の工事成績評定が3点減点される。)

※ 自己採点が「過小評価」の場合、県は修正しない、「過大評価」の場合は、修正(減点)する

工事成績向上のために

## 工事成績はどうやって決まるのか？



現場はよくできたと思うし、監督職員からも大きな指摘は受けなかつたけど、工事成績が思ったより高くない。

なんでだろう…？

### ■工事成績はどうやって決まるのか？

技術管理課のHPを確認

監督・検査・評定関係・基準等

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23405.html>

工事の成績評定は、「工事成績評定要領」で監督職員及び技術検査職員が、「工事成績評定表」によって行うと規定

# 工事成績評定表

## 工事成績評定表 [完成・出来形・中間]

令和 年 月 日 作成

令和5年5月1日版

工事名																								
契約金額	円	受注者名					工 期					検査年月日			令和 年 月 日									
考	査	項	目	監督職員(完成)					技術検査職員(出来形・中間)					技術検査職員(完成)										
項目	細	別		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e		
1. 施工体制	I.	施工体制	一般	+1.5	+0.8	0	-3.0	-6.0																
	II.	配	置	技術	者	+1.8	+0.9	0	-3.0	-6.0														
2. 施工状況	I.	施	工	管	理	+1.5	+0.8	0	-3.0	-6.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15		
	II.	工	程	管	理	A	+1.2	+0.6	0	-3.0	-6.0													
	II.	工	程	管	理	B	+4.0	+2.0	0	-3.0	-6.0													
	III.	安	全	対	策	A	+1.8	+0.9	0	-3.0	-6.0													
	III.	安	全	対	策	B	+6.0	+3.0	0	-3.0	-6.0													
3. 出来形	IV.	対	外	関	係	+1.8	+0.9	0	-1.5	-3.0														
	I.	出	来	形		+1.2	+0.6	0	-1.5	-3.0	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II.	品	質			+1.2	+0.6	0	-1.5	-3.0	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
4. 工事特性	III.	出	来	ば	え						+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
5. 創意工夫	I.	創	意	工	夫	※2	+3.0~0		+5.0~0	( )														
6. 社会性等	I.	地	域	への	貢	献	等			+4.0~0	( )													
7. 基本評定点計	※1	加減点小計	※1	①加減点計	=	点	②加減点計	=	点	③加減点計	=	点												
8. 法令遵守等				点	○出来形・中間検査があった場合	: 6.5 + (① 点 × 0.5 + ② 点 × 0.2 + ③ 点 × 0.3) = 点																		
9. VE評価(VE追加点+5点)	※3	+	点		○出来形・中間検査がなかった場合	: 6.5 + (① 点 × 0.5 + ③ 点 × 0.5) = 点																		
10. 評定点	※4	点	○7. 基本評定点計 ( 点) - 8. 法令遵守等 ( 点) + 9. VE評価 ( 点) = 点																					
所見	※5		(監督職員)																					

※1 加減点小計 = 1.~3.の評定(加減点) + 4.~6.の評定(加点) : 基本評定点 = 6.5 + 加減点小計

評定点 = 基本評定点 - 8.の評定(減点) + 9.の評定(加点)

各加減点(①~③)は小数第1位まで記入する。

※2 4.~5.の和の最大は9点とする。なお、配点は一般工事、ICT活用工事等とともにそれぞれの列の点とおりとする。

※3 VE適用工事のVE追加点は、監督職員が評定する。この場合、評定点合計が100点を超える場合がある。

※4 評定点は、四捨五入により整数とする。

※5 所見は指示事項等がある場合に記載する。

※ 各考查項目ごとの採点は、別紙「工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表」による。

※ R7年4月現在の制度(最新の情報は県HPの確認を)

# 工事成績評定表

## 工事成績評定表 [完成・出来形・中間]

令和 年 月 日 作成

令和5年5月1日版

工事名											検査年月日	令和 年 月 日								
契約金額	円	受注者名		工 期						検査年月日		令和 年 月 日								
考 査 項 目	監 督 職 員 (完成)					技術検査職員 (出来形・中間)						技術検査職員 (完成)								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.5	+0.8	0	-3.0	-6.0														
	II. 配置技術者	+1.8	+0.9	0	-3.0	-6.0														
2. 施工状況	I. 施工管理	+1.5	+0.8	0	-3.0	-6.0	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理A	+1.2	+0.6	0	-3.0	-6.0														
	II. 工程管理B	+4.0	+0.5	0	-3.0	-6.0														
	III. 安全対策A	+1.8	+0.9	0	-3.0	-6.0														
	III. 安全対策B	+6.0	+3.0	0	-3.0	-6.0														
	IV. 対外関係	+1.8	+0.9	0	-1.5	-3.0														
3. 出来形	I. 出来形	+1.2	+0.6	0	-1.5	-3.0	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
及び	II. 品質	+1.2	+0.6	0	-1.5	-3.0	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
出来ばえ	III. 出来ばえ						+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
	一般工事	ICT活用工事等	加 点																	
4. 工事特性	I. 工事特性※2	+6.0～0	+4.0～0	(	)															
5. 創意工夫	I. 創意工夫※2	+3.0～0	+5.0～0	(	)															
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		+4.0～0	(	)															
加減点小計	※1	①加減点計= . 点					②加減点計= . 点						③加減点計= . 点							
7. 基本評定点計	※1	点					○出来形・中間検査があった場合 : 65 + (① 点 × 0.5 + ② 点 × 0.2 + ③ 点 × 0.3) = 点						○出来形・中間検査がなかった場合 : 65 + (① 点 × 0.5 + ③ 点 × 0.5) = 点							
		基本評価点 = 65点 + 監督職員加減点 × 0.5 + 技術検査職員加減点 × 0.5																		
8. 法令遵守等		一 点																		
9. VE評価(VE追加点+5点)	※3	+ 評定点 = 基本評価点 - 法令遵守等 + VE評価																		
10. 評定点	※4	点					○7. 基本評定点計 ( 点 ) - 8. 法令遵守等 ( 点 ) + 9. VE評価 ( 点 ) = 点													
所見	※5	(監督職員)										(技術検査職員)								

※1 加減点小計 = 1.～3.の評定(加減点) + 4.～6.の評定(加点) : 基本評定点 = 65 + 加減点小計

評定点 = 基本評定点 - 8.の評定(減点) + 9.の評定(加点)

各加減点(①～③)は小数第1位まで記入する。

※2 4.、5.の和の最大は9点とする。なお、配点は一般工事、ICT活用工事等とともにそれぞれの列の点のとおりとする。

※3 VE適用工事のVE追加点は、監督職員が評定する。この場合、評定点合計が100点を超える場合がある。

※4 評定点は、四捨五入により整数とする。

※5 所見は指示事項等がある場合に記載する。

※ 各考査項目ごとの採点は、別紙「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表」による。

※ R7年4月現在の制度(最新の情報は県HPの確認を)

# 工事成績評定表

## 工事成績評定表について

- 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、高度技術、創意工夫、社会性から基本評定点(100点満点)を算定し、法令遵守等(減点)、VE評価(加点)を加えて工事成績評定点が決定される
- 基本評定点は、65点に加減点(+35点～-65点)を行う
- 加減点の内、監督職員に50%、技術検査職員に50%が配点される
- 監督職員、技術検査職員の各考查項目ごとの加減点は、「工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表」により算定される

# 工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

「工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表」は監督職員、技術検査職員用の二十数ページ(100項目以上)のチェックリストで構成される。



このチェックリストに加点のチェックがたくさん入れば高評価となる。

別紙-1

## 工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表(公共建築工事)

工事名

事務所(課)

検査種別

検査年月日 年 月 日

### 考查項目別運用表

監督職員①

考查項目	細別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	I. 施工体制一般		<p><input type="checkbox"/>① 作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/>② 品質管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/>③ 安全管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/>④ 現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。</p> <p><input type="checkbox"/>⑤ 工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</p> <p><input type="checkbox"/>⑥ 建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/>⑦ 元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。</p> <p><input type="checkbox"/>⑧ 現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。</p>

※ R7年4月現在の制度(最新の情報は県HPの確認を)

# 加点チェックを増やすには(一例)

## 施工体制

- 本支店等による十分な支援体制  
→本支店と現場間で、定例会議や店社パトロールを実施するなど支援体制が整っていることが、**書面で確認**できる

## 施工管理

- 一工程の施工の検査・確認の報告  
→各施工工程における施工報告書による**報告**が適時行われ、適切な出来形・品質管理が**確認**できる
- 独自のチェックリスト等の管理基準による管理  
→管理基準やマニュアルに独自のチェックリストを定め、現場管理が日常的に行われていることが、**記録で確認**できる
- 低騒音、低振動型建設機械の使用  
→主要な建設機械で使用していることが、**記録で確認**できる

## 工程管理

- 休日・代休の確保  
→通期や月単位の週休2日の達成が、**記録で確認**できる

## 出来形

- 施工計画書等での出来形の管理基準設定・管理  
→施工計画書、施工図、総合図等により、適宜、出来形を**報告**していることが**確認**できる
- 出来形管理の工夫  
→基準より厳しい、独自の自社管理基準で出来形管理をしていることが、**記録で確認**できる

## 創意工夫

- ASP方式の工事情報共有システムの活用等（追加資料を参照）

# 加点チェックを増やすには(まとめ)

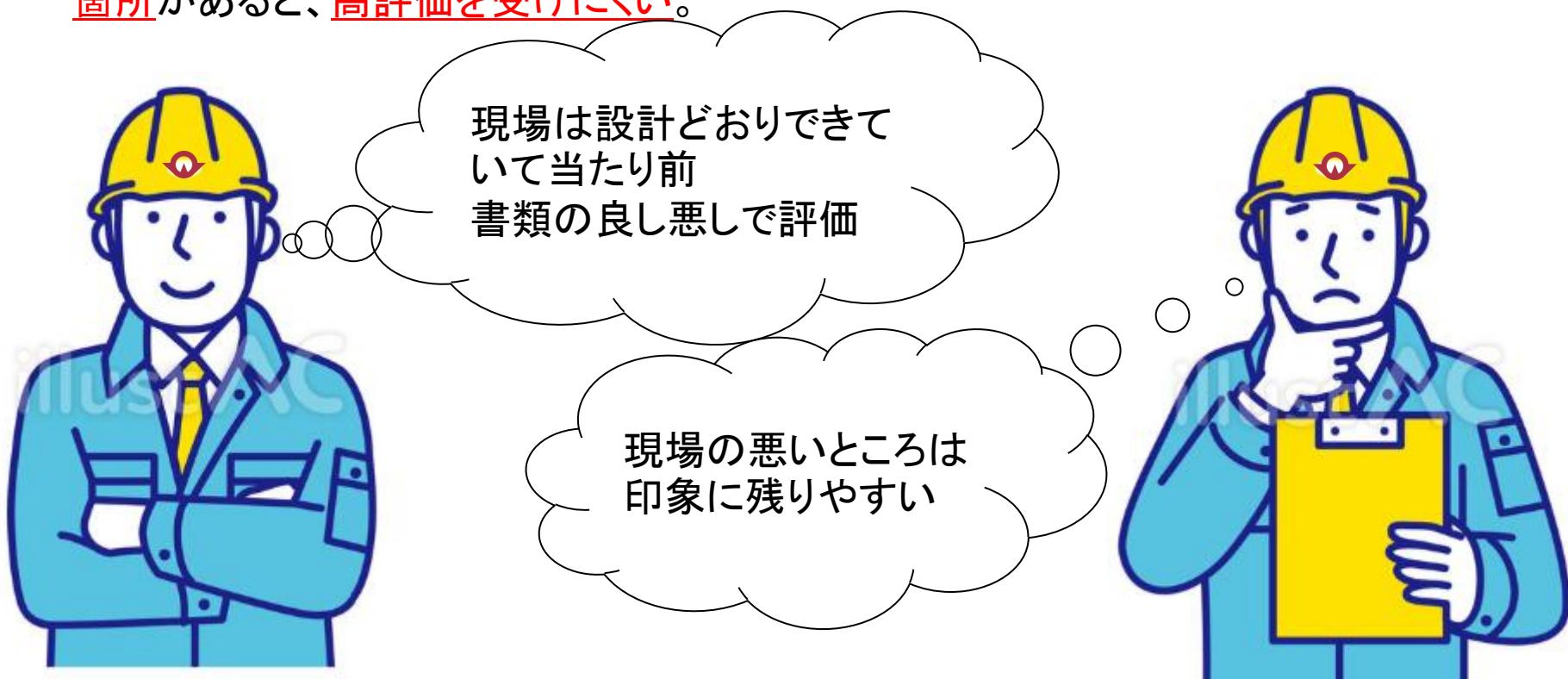
## 管理書類の作成

- 施工計画書作成時に、監督職員と共に工事品質の向上のための管理方法について打ち合わせして、その工事の施工において管理すべきポイントを押さえ、作成すべき管理書類を決める。
- 施工計画書に基づいて、日常的に現場管理書類を作成し残す。(完成前にまとめて記載しても、検査職員が書類を見ればわかります．．。)
- [試験記録]=[写真]でなく、文書として作成して残す。

日時、実施者、試験方法、判定基準、試験箇所、試験結果、  
不適時の是正内容、是正後の確認、現場代理人の確認、  
写真(試験の証明)…などを試験記録に明記する

## 技術検査職員の工事成績評定…?

- 技術検査職員は、工事の技術水準向上、建設業者の選定及び指導育成を目的に技術的検査と工事成績の評定を行う。（他部署等の職員から任命される）
- 監督職員と違い、施工途中の苦労や、問題解決までのプロセスなどを把握していないので、完成時の状態と施工管理書類で評価される。
- 見栄え・施工の精度や丁寧さ・機器の配置などが最適でなく、手直しができない施工箇所があると、高評価を受けにくい。



# 総合評価方式における工事成績に関する注意事項

## 「入札条件及び指示事項」

### 指示事項 10 総合評価方式に係る評価事項(抜粋)

- 「簡易型」の「簡易な施工計画(発注者が求める事項、受注者が提案する事項)」で入札時に加点された項目は、技術提案資料の内容に沿った施工をし、完成検査時に記録・写真で確認できるようにすること。(技術提案資料の内容に沿った施工していなかった場合、工事成績評定から各-5点)
- 「ISO9001 の取得状況」、「ISO14001 の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況」、「労働安全衛生マネジメント等の認証状況」で入札時に加点された場合、工事完成までに認証の有効期限が切れる場合は、その有効期限内に、更新後の登録証の写し等、取得・認証状況を示す資料を提出すること。(認証が確認できない場合、工事成績評定から各-3点)
- 「標準見積書の活用」で入札時に加点された場合、施工体制台帳の写しを提出する際に、下請企業(二次下請以降を含む。)が提出した見積書を提出すること。(標準見積書の活用状況が確認できない場合、工事成績評定から-5点)
- 「県内資材の活用」で入札時に加点された場合、購入実績が確認できる資料提出すること。(県内資材の活用が確認できない場合、工事成績評定から-5点)
- 「県内企業の下請活用」で入札時に加点された場合、100 万円以上の下請負人(二次下請以降を含む。)契約内容等が確認できる資料を提出すること。(県内企業の下請活用が確認できない場合、工事成績評定から-5点)

ご清聴  
ありがとうございました。



ちょるる  
山口県PR本部長